

令和2年度

交野市
中古住宅流通促進・
リフォーム等補助金

補助額 最大

20万円

戸建て中古住宅を購入し、
交野市外から転入された方に

10万円

補助

上記に加え、以下の条件を満たす場合は
増額となります。

一[※] 中古住宅を購入しリフォーム等をされた場合

+5万円

(合計15万円補助)

二[※] 中古住宅を購入し、交野市内の業者で
リフォーム等をされた場合

+5万円

(合計20万円補助)

交付対象等については
裏面をご確認ください

※一、二に対する加算は、リフォーム等にかかる
費用の50%に相当する額(上限5万円)

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金は、新たな世代の移住・定住人口の増加を図るとともに、中古住宅の流通を促進し、かつ、空き家発生を未然に防止することを目的とした補助金制度です。



補助の対象者

※以下の要件を全て満たす方が対象です。

一 申請者を含む世帯全員が、1年以上継続して交野市外に住んでいる方。

二 居住する目的で交野市内に戸建て中古住宅を購入し、令和2年4月1日から令和3年3月31日に市外から転入して対象住宅に居住(住民票を異動)される方。

三 転入する世帯の構成員全員が、暴力団員・暴力団密接関係者に該当しないこと。

四 世帯の構成員全員が、同一住宅について本申請以外に「交野市同居・近居促進事業補助金」の交付申請を行っていないこと。

補助の対象となる中古住宅の取得や改修

- 一** 新築から15年以上が経過した戸建て住宅であること。
- 二** 2019年4月1日以降の売買契約に基づき購入した建物。
- 三** 建築基準法上その他法令に基づき適正に建築された建物。
- 四** 建物の延べ床面積の半分以上が住宅用となる建物。
- 五** 建物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、木造住宅の耐震性について確認されているもの。

申請方法・必要書類等については、下記ホームページもしくはお問合せ先まで

【HPアドレス】

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020033100100/>

【お問合せ】 交野市役所 都市計画部 都市計画課

☎ **072-892-0121** (内線:520、521)

